

Ⅲ. ごみ処理事業

1. 事業年表

昭和38	2月	泉大津市和泉市清掃施設組合設立
昭和41	5月	高石市が加入し、「泉北環境整備施設組合」に改称
昭和48	4月	2分別（可燃ごみ、不燃ごみ）収集を開始（可燃ごみ：委託、不燃ごみ：直営）
平成元	4月	散乱空き缶回収協力金制度を設置
平成3		「再生資源の利用の促進に関する法律」制定
平成4	4月	3分別（日常ごみ、資源物等、粗大ごみ）収集を開始 3分別収集実施に伴い、ごみ収集業務を委託 使用済乾電池回収容器設置
	6月	和泉市ごみ減量等推進審議会を設置 再資源化事業推進奨励金制度を設置
	9月	ごみ減量化・リサイクル推進宣言店舗「エコショップ」の募集開始
平成5	3月	松尾寺山最終処分場完成
	4月	生ごみ自家処理容器（コンポスト）購入費補助金制度を設置
	12月	「和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例」制定
平成6	9月	いずみ環境美化キャンペーン開始
平成7	5月	和泉市ごみ減量等推進員（リサイクルクリーン）制度の設置
	6月	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）制定
平成8	9月	和泉市分別収集計画（第1期）策定
平成9	4月	リサイクルプラザ「彩生館」開設
	10月	ペットボトルの拠点回収の開始 ペットボトル集団回収奨励金制度を設置
平成10	3月	第1次和泉市一般廃棄物処理基本計画策定
平成11	6月	和泉市分別収集計画（第2期）策定
平成12	1月	モデル地域（5,000世帯）での新分別収集を開始
	4月	「容器包装リサイクル法」完全施行
	6月	EMばかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金制度を設置
平成13	4月	「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）施行
	9月	いずみ環境美化キャンペーンの廃止
平成14	6月	和泉市分別収集計画（第3期）策定
	10月	ごみ不法投棄連絡所の設置
平成15	9月	ごみ袋の透明化
平成16	1月	粗大ごみ電話申込制
	3月	ごみ処理施設（1号炉、2号炉、粗大ごみ処理施設）竣工（泉北クリーンセンター）
平成17	3月	第2次和泉市一般廃棄物処理基本計画策定 ペットボトル集団回収奨励金制度の廃止
	4月	新分別収集を市内全域で実施（月1回）
	6月	和泉市分別収集計画（第4期）策定
	10月	家庭系粗大ごみの有料化
平成18	4月	「資源物」・「新分別」の月2回収集を開始

平成 19	1月	事業系粗大ごみ処理有料化
	4月	申込による蛍光灯の無料回収を開始
	6月	和泉市分別収集計画（第5期）策定
平成 20	4月	「家庭系ごみ」・「事業系ごみ」の混載廃止により別車両収集開始 直接搬入ごみ処理手数料改正（泉北環境整備施設組合）110円/10kg ⇒ 150円/10kg
平成 21	3月	リサイクルプラザ「彩生館」増築棟（エコネル）開設 リサイクルプラザ「彩生館」に太陽光発電システム設置 散乱空き缶回収協力金制度の廃止
	7月	事業系ごみ処理有料化
平成 22	6月	和泉市分別収集計画（第6期）策定
	7月	啓発用分別ごみ箱貸出制度を設置
	9月	第3次和泉市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 23	3月	泉北クリーンセンター灰溶融設備（60t/日×2基）財産処分の承認を受け、稼働停止 社団法人全国都市清掃会議及び社団法人全国都市清掃会議近畿地区協議会退会
平成 25	6月	和泉市分別収集計画（第7期）策定
平成 26	7月	「和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例」施行
平成 27	4月	家庭用生ごみ処理機（電動式）購入費補助金制度を設置
	8月	乾電池・ペットボトル拠点回収終了
	10月	家庭系日常（可燃）ごみ袋有料化 個人ボランティア清掃制度を開始 和泉市紙おむつ用有料指定袋助成金制度を設置 不法投棄巡回パトロール開始 生ごみ堆肥化容器購入費補助金制度を設置 再資源化事業推進奨励金額の増額
平成 28	3月	伯太町前処理場閉鎖 第4次和泉市一般廃棄物処理基本計画策定
	4月	泉北環境資源化センター（愛称「エコトピア泉北」）供用開始
	6月	和泉市分別収集計画（第8期）策定
平成 29	4月	生ごみ減量化処理容器（キエーロ）購入費補助金制度を設置
	7月	ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」のサービスを開始
	12月	使用済小型家電の無料回収開始
平成 30	3月	家庭系有料指定ごみ袋30リットル袋追加
	4月	ごみステーション設備設置補助金制度を設置 蜂の巣駆除費補助金制度を設置
	8月	紙ごみ分別用紙袋の全世帯配布
平成 31	4月	「和泉市一般廃棄物の搬入に係る協力金に関する条例」施行
令和 元	6月	和泉市分別収集計画（第9期）策定
	10月	いづみプラスチックごみゼロ宣言
令和 2	5月	臨時給付有料指定ごみ袋無料引換券の全世帯配布
	10月	「和泉市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例」施行
令和 3	2月	使い捨てコンタクトレンズ空ケース回収に係る連携協定書締結
	3月	和泉市ごみ分別辞典の作成及び全世帯配布 第5次和泉市一般廃棄物処理基本計画策定
令和 4	3月	和泉市災害廃棄物処理計画策定
	4月	使用済インクカートリッジの拠点回収を開始

2. 概要

本市のごみ収集は、平成4年4月に、それまでの2分別（可燃ごみ、不燃ごみ）収集を3分別（日常（可燃）ごみ、資源物等、粗大ごみ）収集に改め、平成12年1月に、新たにペットボトル・古紙等の新分別収集を、モデル地域で開始しました。その後、随時モデル地域を拡大し、平成17年4月より、市内全域にて新分別収集を完全実施しました。また、平成16年1月に、それまで定期回収を行っていた粗大ごみを、電話申込制による収集に移行し、平成17年10月より有料収集としました。さらに、平成19年4月に、蛍光灯を電話申込制による無料収集とし、平成22年4月、資源物の出し方の中で、資源化される缶・びん・乾電池と埋立処理されるせともの・ガラス類の混載収集を解消し、平成27年10月より家庭系日常（可燃）ごみの有料化を実施しました。令和5年3月31日現在、下記の収集体系のとおり10分別となっています。

3. 収集体系

< 家庭ごみの収集体系 >

分別区分	収集するもの	収集頻度	備 考
①日常（可燃）ごみ	生ごみ類（台所ごみ、紙おむつ等） プラスチック類（ビデオテープ、CD、石油ポリタンク、発泡スチロール等） 皮革類（靴、カバン、ベルト等） 繊維くず（座布団、下着、カーテン、雑巾等） 剪定ごみ・落ち葉	週2回	有料指定袋（黄緑色）による排出
資源物	②缶・ビン等	月2回	無色透明または白色半透明の45リットル以下の袋による排出
	③スプレー缶等		
	④せともの・ガラス類		
新分別	⑤ペットボトル	月2回	無色透明または白色半透明の45リットル以下の袋による排出

新分別	⑥プラスチック ボトル等	プラスチックボトル、食品 トレイ、ペットボトルのキ ャップ、卵パック	月2回	無色透明または白 色半透明の45リッ トル以下の袋によ る排出
	⑦古着	古着(肌着類は日常ごみへ)		ひも等で十字にし ばって排出
	⑧紙類等	新聞、雑誌、段ボール、飲 料用紙パック、その他紙類		
⑨粗大ごみ		ベッド、マットレス、タン ス、テーブル、イス・ソフ ァー、掃除機、電気カーペ ット、炊飯器、傘、鍋、フ ライパン、包丁、一斗缶、 自転車、ストーブ、畳等	申込制	有料収集 <手数料設定> 300円、600円、 900円、1,200円、 1,500円
⑩蛍光灯・水銀体温計等		直管形蛍光灯、環形蛍光灯、 コンパクト形蛍光灯、電球 形蛍光灯 水銀体温計・水銀温度計・ 水銀血圧計	申込制	無料収集

＜ その他の収集体系 ＞

収集区分	処 理 方 法
臨時ごみ・引越しごみ	大掃除や引越しなどに伴い発生する臨時的なごみや多量のごみを処分する場合、市許可業者により有料収集しています。
事業系ごみ継続収集	事業所から排出される事業系一般廃棄物（可燃ごみは事業系有料指定袋、資源物・ペットボトルは無色透明または白色半透明の袋）を市許可業者により継続的に有料収集しています。
直接搬入	排出者自ら直接処理場（泉北クリーンセンター）に搬入する方法。処理手数料は、従量制（150円/10kg）となっています。

※料金については19ページ参照

4. 中間処理施設

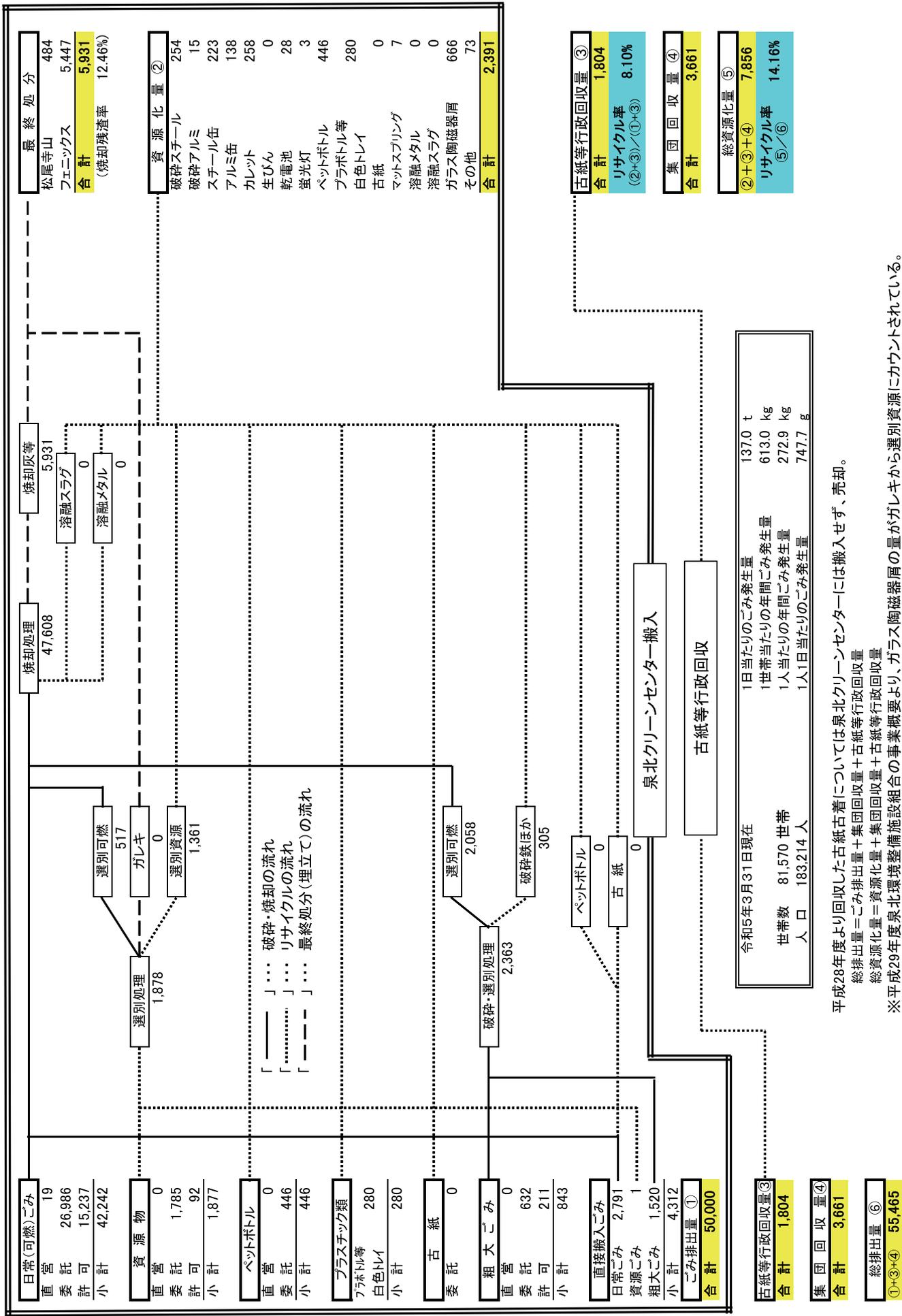
本市で単独の処理施設を所有しておらず、隣接する泉大津市、高石市の三市で構成する泉北環境整備施設組合「泉北クリーンセンター」での共同処理を行っています。

5. 最終処理場

焼却残渣の処分は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪沖埋立処分場）と市内松尾寺山最終処分場（泉北環境整備施設組合所有）へ搬入を行っています。

6. ごみ処理フローシート (令和4年度実績)

単位が明記されていない数値については(t)



平成28年度より回収した古紙古着については泉北クリーンセンターには搬入せず、売却。
 総排出量＝ごみ排出量＋集団回収量＋古紙等行政回収量
 総資源化量＝資源化量＋集団回収量＋古紙等行政回収量
 ※平成29年度泉北環境整備施設組合の事業概要より、ガラス陶磁器屑の量がガレキから選別資源にカウントされている。

7. ごみ処理量の推移

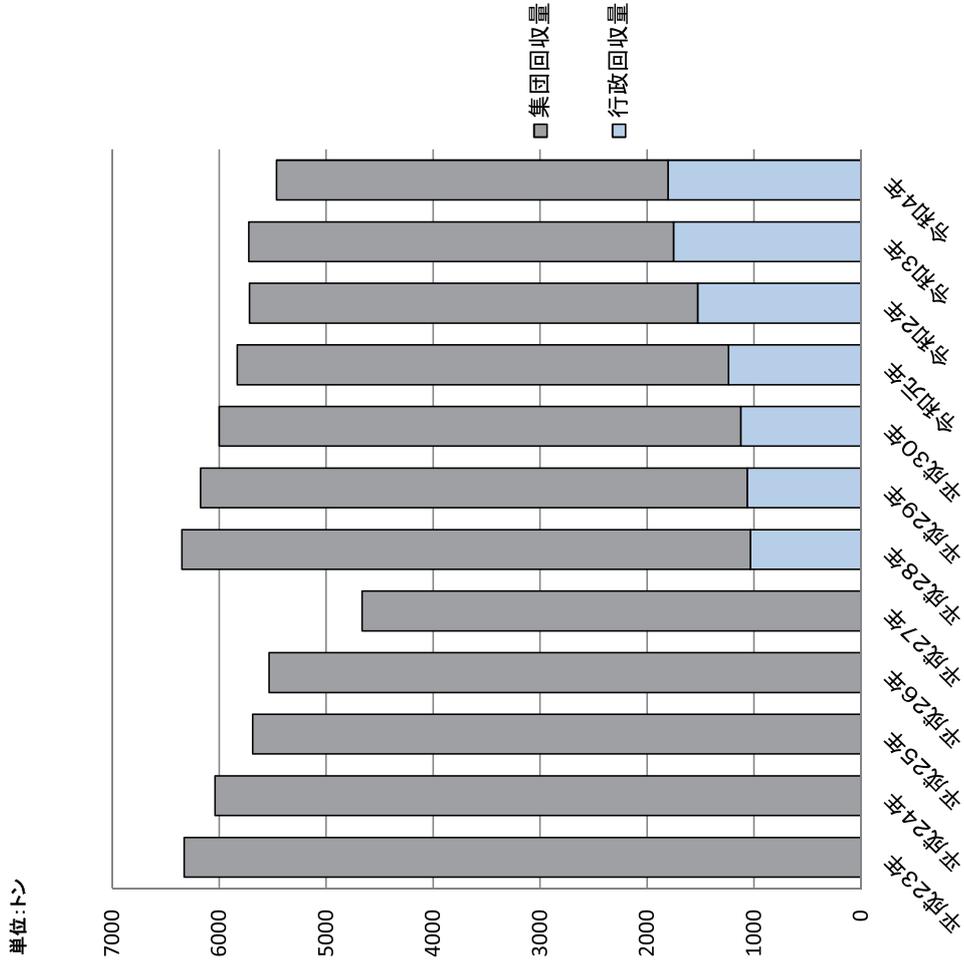
年度	収 集 ご み										直 接 搬 入 ご み					合 計			
	日 常 ご み			粗 大 ご み			資 源 物 等				新 分 別		小 計				日 常 ごみ	粗 大 ごみ	資 源 物 等
	直 営	委 託 (家 庭 系)	許 可 (事 業 系)	直 営	委 託 (家 庭 系)	許 可 (事 業 系)	直 営	委 託 (家 庭 系)	許 可 (事 業 系)	直 営	委 託 (家 庭 系)	許 可 (事 業 系)	直 営	委 託 (家 庭 系)	許 可 (事 業 系)				
6	250	45,452	35	2,788	59	3,332				344	51,572			5,132				57,048	
7	246	48,505	65	2,858	36	3,432				347	54,795			5,878				61,020	
8	290	53,195	56	3,002	33	3,775				379	59,972			6,284				66,635	
9	284	56,204	40	2,817	21	3,928	8			353	62,949			6,461				69,763	
10	292	55,923	47	2,815	33	3,572	29			401	62,310			6,509	66	222		69,220	
11	241	55,894	58	2,601	31	3,232	42	27		372	61,754			6,997	228	65		69,123	
12	250	55,325	79	3,036	39	3,244	69	183		437	61,788			7,713	317	50		69,938	
13	260	55,657	33	2,181	35	3,137	72	476		400	61,451			7,041	316	43		68,892	
14	315	56,119	32	2,205	36	2,910	57	528		440	61,762			7,193	480	33		69,395	
15	277	56,098	11	2,411	25	2,873	63	601		376	61,983			7,878	328	35		70,237	
16	311	54,757	19	1,571	27	2,687	71	636		428	59,651			7,071	456	29		67,150	
17	268	53,215	30	2,496	25	2,659	74	1,323		397	59,693			7,109	417	29		67,199	
18	296	51,801	16	1,037	24	2,597	61	1,986		397	57,421			6,991	655	24		64,809	
19	296	52,093	18	1,015	18	2,437	59	1,898		391	57,443			5,501	896	37		63,335	
20	263	34,520	15	618	15	2,055	57	1,565		350	38,758			4,544	837	28		59,241	
21	114	34,082	8	518	11	2,058	54	1,462		187	38,120			4,489	913	8		56,237	
22	24	33,514	1	510	5	2,049	48	1,428		78	37,501			4,353	880	15		54,851	
23	23	33,903	0	509	5	2,104	42	1,331		70	37,847			4,378	810	24		55,713	
24	19	33,673	0	511	3	2,087	39	1,165		61	37,436			3,537	748	7		55,188	
25	20	33,327	0	502	3	2,032	36	1,156		59	37,017			3,611	748	1		55,001	
26	18	32,699	0	429	4	1,937	31	1,153		53	36,218			3,825	788	3		55,618	
27	16	30,755	0	394	2	1,931	15	1,482		33	34,562			4,307	755	3		54,580	
28	16	28,265	0	371	1	1,853	0	568		17	31,057			4,409	1,007	1		49,585	
29	16	28,322	0	444	1	1,876	0	585		17	31,227			4,473	1,031	1		50,065	
30	16	28,510	0	603	1	1,896	0	598		17	31,607			5,266	1,224	1		51,940	
R1	15	28,854	0	687	1	1,844	0	642		16	32,027			5,610	1,654	1		52,461	
R2	21	28,407	0	740	1	1,955	0	689		22	31,791			5,194	1,714	1		51,670	
R3	21	27,924	0	724	1	1,904	0	724		22	31,276			4,688	1,480	1		51,222	
R4	19	26,986	0	632	0	1,785	0	726		19	30,129			4,312	1,520	1		50,000	

※平成27年までの新分別の直営収集は、ペットボトル(拠点回収等)のみ。 ※平成28年よりすべて委託収集に切り替え。

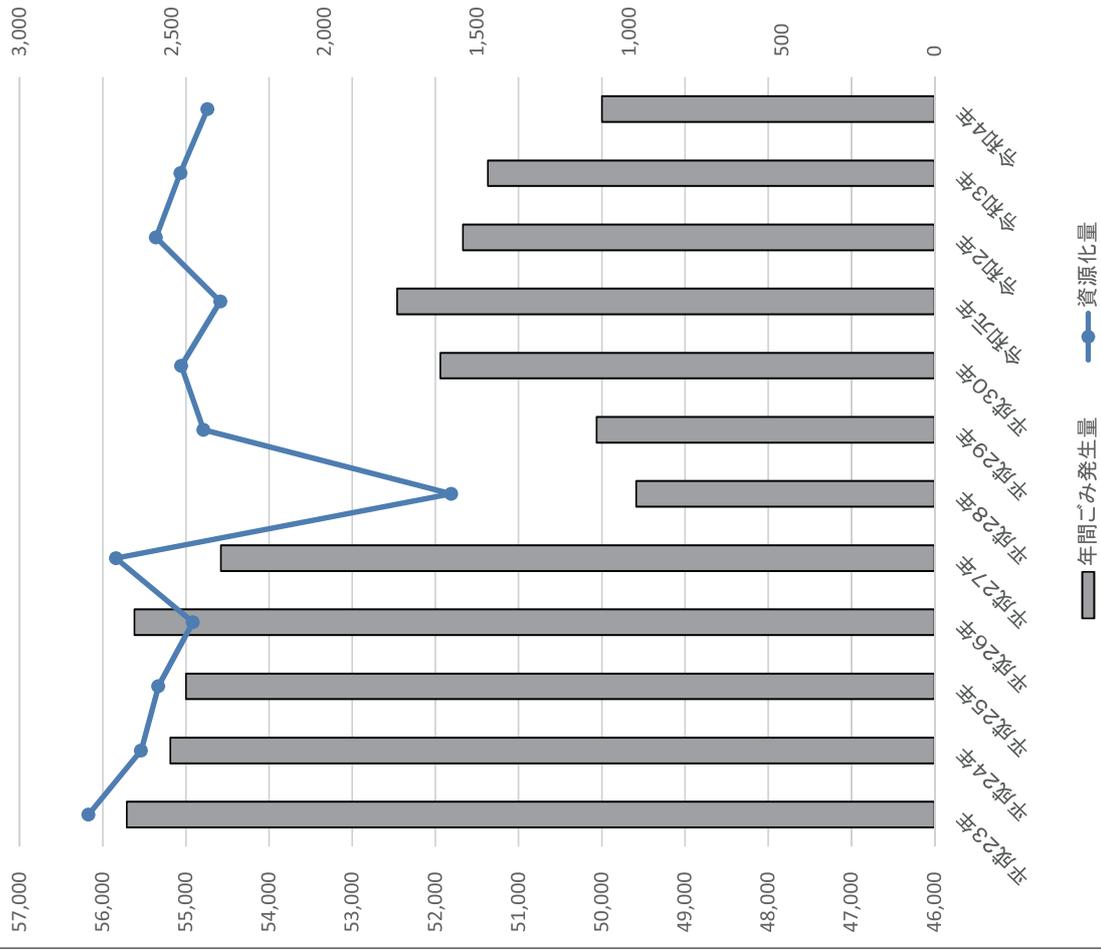
8. ごみ処理量と資源化等の推移

区分	年度												
	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4		
① 世帯数	74,092	74,921	75,771	76,396	77,122	77,809	78,823	79,885	80,526	80,900	81,570		
② 人口	187,108	187,279	187,166	186,601	186,370	185,936	185,890	185,790	184,813	184,185	183,214		
③ 年間ごみ発生量 (ト)	55,188	55,001	55,618	54,580	49,585	50,064	51,940	52,461	51,670	51,222	50,000		
④ 市民1人1日当たりごみ発生量 (kg)	808	805	814	801	729	738	766	774	766	762	748		
⑤ 資源化量 (ト)	2,602	2,545	2,432	2,692	1,585	2,397	2,470	2,342	2,553	2,503	2,384		
破砕鉄 (ト)	197	195	164	183	199	201	255	261	310	299	269		
スチール缶 (ト)	425	392	370	317	287	265	275	256	275	240	223		
アルミ缶 (ト)	96	99	104	106	126	124	141	140	171	155	138		
ビン・カレット (ト)	561	562	520	433	293	316	278	280	290	290	258		
乾電池 (ト)	26	26	22	26	25	23	20	18	24	48	28		
蛍光灯 (ト)	5	5	5	4	4	4	4	3	5	4	3		
ペットボトル (ト)	425	429	416	387	369	375	386	420	425	444	446		
プラボトル等 (ト)	84	90	94	218	199	209	211	221	264	280	280		
白色トレイ (ト)	41	32	33	17									
古紙等 (ト)	680	667	641	893									
ガラス陶磁器屑 (ト)						807	816	638	679	646	666		
その他 (ト)	62	48	63	108	83	73	84	105	110	97	73		
⑥ 行政回収量(古紙等) (ト)					1,034	1,065	1,125	1,238	1,526	1,752	1,804		
⑦ リサイクル率 (%)	4.7	4.6	4.4	4.9	5.2	6.8	6.8	6.7	7.7	8.0	8.1		
⑧ 市民1人当たり資源化量 (kg)	13,906	13,589	12,994	14,427	14,053	18,619	19,339	19,269	22,071	23,102	22,859		
⑨ 集団回収量 (ト)	6,039	5,686	5,533	4,664	5,313	5,110	4,875	4,594	4,192	3,971	3,661		
⑩ 集団回収量・行政回収を含めたリサイクル率 (%)	14.1	13.6	13.0	12.4	14.2	15.2	14.6	14.0	14.4	14.4	14.2		
⑪ 市民1人当たり資源化量 (kg) (含めた)	46,182	43,950	42,556	39,421	42,560	46,102	45,565	43,996	44,753	44,662	42,841		
⑫ 焼却量 (ト)	51,501	51,414	52,141	50,880	47,061	47,665	49,467	50,119	49,112	48,719	47,608		
⑬ 焼却灰 (ト)	6,869	6,942	6,878	7,601	7,071	6,119	6,351	6,826	6,862	6,207	5,931		

集団回収量、行政回収量の推移



年間ごみ発生量、資源化量



※平成29年度泉北環境整備施設組合の事業概要より、ガラス陶磁器屑の量がガレキから資源化量にカウントされている

9. ごみ質分析結果等の推移

分析項目	年度	平成3	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
厨芥類 (%)		26.37	12.49	10.52	18.13	14.17	14.30	10.32	19.08	11.82	21.58	10.27	11.55
紙類 (%)		23.40	40.25	43.27	40.55	38.81	32.62	39.56	30.83	34.34	33.78	41.51	32.99
繊維類 (%)		10.08	5.98	6.33	7.70	6.16	8.53	6.92	8.17	8.76	7.45	8.03	8.79
木・竹・草葉・わら類 (%)		2.03	3.52	2.53	1.70	3.21	8.90	2.54	1.08	1.86	1.52	3.8	5.67
ゴム・皮革類 (%)		1.45	1.31	1.85	0.19	0.57	0.04	1.79	1.42	3.62	0.03	1.81	0.27
プラスチック類 (%)		24.77	25.89	24.41	20.46	25.78	24.04	32.88	33.70	32.12	25.00	28.13	33.41
不燃物類(金属等) (%)		7.70	7.87	6.32	8.92	8.35	0.65	3.10	2.94	3.26	8.36	2.19	3.31
その他雑物 (%)		4.20	2.69	4.77	2.35	2.95	10.92	2.89	2.78	4.22	2.29	4.26	4.03
合計 (%)		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
三水分 (%)		54.65	44.72	47.30	48.67	47.99	47.15	39.26	43.3	46.83	42.38	45.9	41.69
成灰分 (%)		6.50	8.32	8.17	8.40	8.58	6.95	8.83	7.52	6.79	8.19	6.07	6.72
分可燃物 (%)		38.85	46.96	44.53	42.93	43.43	45.90	51.92	49.18	46.39	49.44	48.03	51.6
単位容積重量 (kg/m ³)		129	95	122	123	112	103.75	70	78.25	94.25	66.75	86	97
低位発熱量 (kcal/kg)		2,303	2,340	2,140	1,990	2,105	2,208	2,768	2,585	2,345	2,473	2,398	2,745

注：上記のごみ質分析結果等の数値は、年間4回の測定による平均の数値。低位発熱量は、狩郷の式による。

10. 新分別収集量の推移

項目	年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
ペットボトル	(kg)	385,640	392,930	385,440	371,950	369,160	375,190	386,010	420,430	425,400	444,680	445,810
プラスチックボトル等	(kg)	83,800	90,390	93,910	217,570	199,600	209,340	211,560	221,550	264,370	279,710	279,770
白色トレイ	(kg)	41,110	32,010	32,790	17,010							
古紙等計	(kg)	653,620	640,770	641,320	875,490	1,034,790	1,065,350	1,125,420	1,238,290	1,526,590	1,751,560	1,803,830
古紙内訳												
新聞		240,520	229,460									
雑誌		227,350	236,960	605,920	852,290	951,110	938,220	988,010	1,077,850	1,269,730	1,505,090	1,577,720
段ボール		107,000	109,260	19,790	11,320							
古布類		78,750	65,090	35,580	28,440	83,680	127,130	137,410	160,440	256,860	246,470	226,110
合計	(kg)	1,164,170	1,156,100	1,153,460	1,482,020	1,603,550	1,649,880	1,722,990	1,880,270	2,216,360	2,475,950	2,529,410
収集世帯数	(世帯)	74,092	74,921	75,771	76,396	77,122	77,809	78,823	79,885	80,526	80,900	81,570
収集地域人口	(人)	187,108	187,279	187,166	186,601	186,370	185,936	185,890	185,790	184,813	184,185	183,214

・平成12年1月から平成17年3月までは、モデル地域での実施。平成17年4月からは、市内全域にて実施。

・平成26年度から古紙回収業者の変更により、新聞及び雑誌類は一括して計上されている。

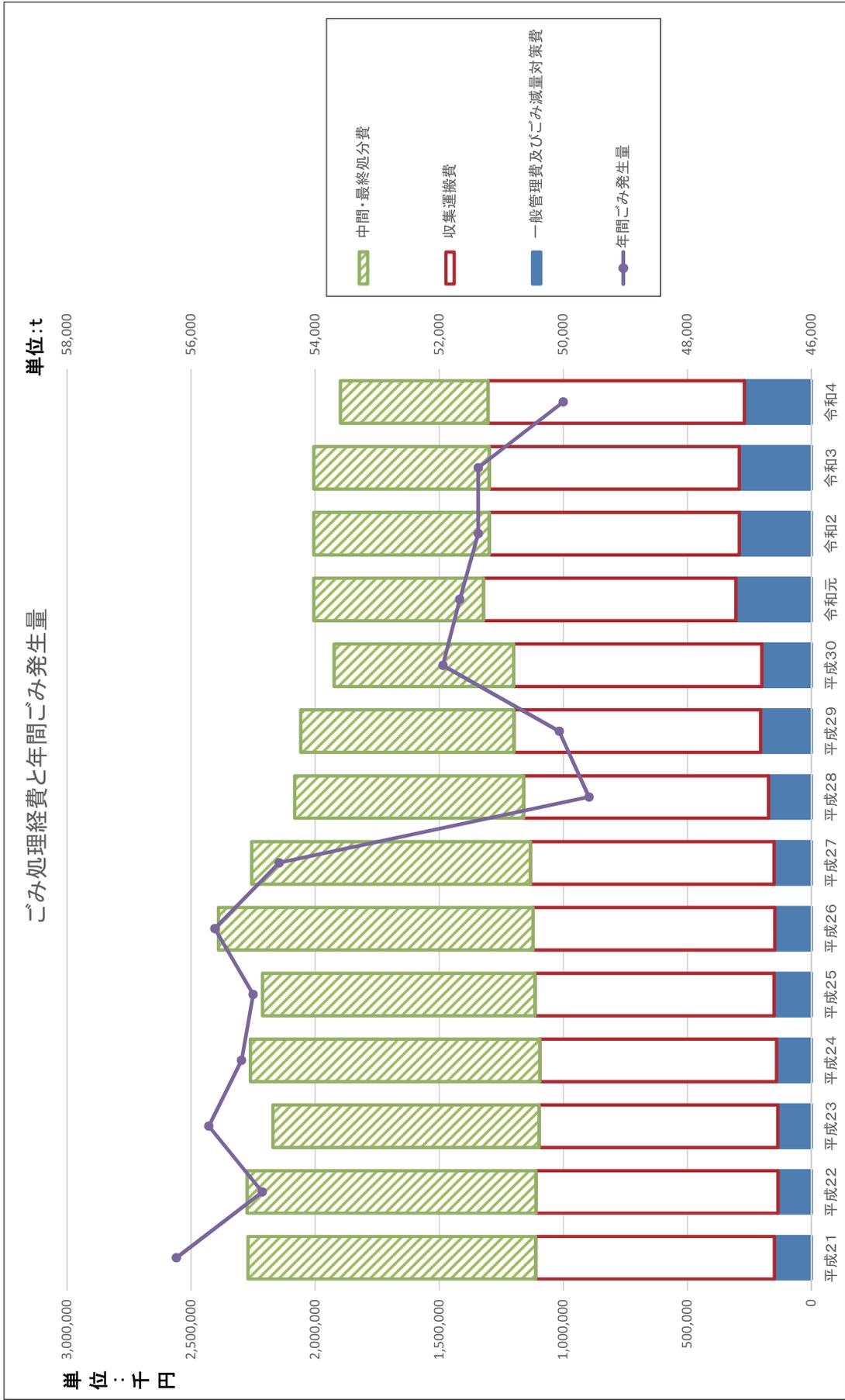
・平成27年10月から家庭系日常(可燃)ごみ有料化に伴い、その他プラの量が増加し、手選別分別処理に支障が出た為、白色トレイがプラスチックボトル等に一括して計上されている。

・平成28年度から古紙、古着等は三市共通の廃棄物ではないという理由で泉北クリーンセンターに搬入できなくなった為、一般廃棄物として収集した古紙、古着等を資源化することを目的に有価物回収業者へ売却している。

11. ごみ処理経費等の推移

区分	年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
ごみ処理経費(千円)		2,270,347	2,274,260	2,169,911	2,260,181	2,211,414	2,389,733	2,255,412
市民1人当たりの経費(円)		12,195	12,165	11,583	12,080	11,808	12,768	12,086
1世帯当たりの経費(円)		31,720	31,353	29,504	30,505	29,517	31,539	29,522
1トン当たりの経費(円)		40,371	41,463	38,948	40,954	40,207	42,967	41,323
一般管理費及びごみ減量対策費(千円)		148,751	134,077	134,679	140,401	149,691	147,047	149,384
市民1人当たりの経費(円)		799	717	719	750	799	786	800
1世帯当たりの経費(円)		2,078	1,848	1,831	1,895	1,998	1,941	1,955
1トン当たりの経費(円)		2,645	2,444	2,417	2,544	2,722	2,644	2,736
収集運搬費(千円)		961,904	976,109	962,635	954,459	964,335	974,946	983,379
市民1人当たりの経費(円)		5,167	5,221	5,139	5,101	5,149	5,209	5,269
1世帯当たりの経費(円)		13,439	13,457	13,089	12,882	12,871	12,867	12,872
1トン当たりの経費(円)		17,104	17,796	17,278	17,295	17,533	17,529	18,017
中間・最終処分費(千円)		1,159,692	1,164,074	1,072,597	1,165,321	1,097,388	1,267,741	1,122,648
市民1人当たりの経費(円)		6,229	6,227	5,726	6,228	5,860	6,773	6,016
1世帯当たりの経費(円)		16,202	16,048	14,584	15,728	14,647	16,731	14,695
1トン当たりの経費(円)		20,622	21,222	19,252	21,115	19,952	22,794	20,568
一般会計決算額(千円)		54,330,311	57,293,106	59,118,970	60,146,203	60,339,599	59,966,909	57,907,275
ごみ処理経費の比率		4.18%	3.97%	3.67%	3.76%	3.66%	3.99%	3.89%
人口(年度末)		186,166	186,953	187,334	187,108	187,279	187,166	186,601
世帯数(年度末)		71,575	72,537	73,547	74,092	74,921	75,771	76,396
年間ごみ発生量(トン)		56,237	54,851	55,713	55,188	55,001	55,618	54,580

区 分	年 度							
	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	
ごみ処理経費(千円)	2,082,209	2,058,162	1,923,585	1,885,680	2,005,154	2,004,753	1,897,828	
市民1人当たりの経費(円)	11,172	11,069	10,348	10,150	10,850	10,884	10,359	
1世帯当たりの経費(円)	26,999	26,451	24,404	23,605	24,901	24,781	23,266	
1トン当たりの経費(円)	41,993	41,111	37,035	35,944	38,807	39,139	37,957	
一般管理費及びごみ減量対策費(千円)	172,368	203,809	198,994	246,238	303,262	289,702	269,685	
市民1人当たりの経費(円)	925	1,096	1,070	1,325	1,641	1,573	1,472	
1世帯当たりの経費(円)	2,235	2,619	2,525	3,082	3,766	3,581	3,306	
1トン当たりの経費(円)	3,476	4,071	3,831	4,694	5,869	5,656	5,394	
収集運搬費(千円)	986,937	994,754	1,001,121	1,017,879	1,018,224	1,008,068	1,033,637	
市民1人当たりの経費(円)	5,296	5,350	5,386	5,479	5,509	5,473	5,642	
1世帯当たりの経費(円)	12,797	12,785	12,701	12,742	12,645	12,461	12,672	
1トン当たりの経費(円)	19,904	19,870	19,275	19,403	19,706	19,680	20,673	
中間・最終処分費(千円)	922,904	859,599	723,470	621,563	683,668	706,983	594,506	
市民1人当たりの経費(円)	4,952	4,623	3,892	3,346	3,699	3,838	3,245	
1世帯当たりの経費(円)	11,967	11,048	9,178	7,781	8,490	8,739	7,288	
1トン当たりの経費(円)	18,613	17,170	13,929	11,848	13,231	13,802	11,890	
一般会計決算額(千円)	61,622,584	64,309,141	63,127,147	63,649,682	87,024,284	76,011,452	73,012,697	
ごみ処理経費の比率	3.38%	3.20%	3.05%	2.96%	2.30%	2.64%	2.60%	
人 口(年度末)	186,370	185,936	185,890	185,790	184,813	184,185	183,214	
世帯数(年度末)	77,122	77,809	78,823	79,885	80,526	80,900	81,570	
年間ごみ発生量(トン)	49,585	50,064	51,940	52,461	51,670	51,222	50,000	



1 2. ごみ収集運搬業務委託料の推移

区分	年度	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和59年	昭和61年	平成元年	平成3年	平成4年	平成6年	平成7年	平成9年	平成11年	平成13年
				～58年	～60年	～63年	～2年			～5年		～8年	～10年	～12年
日常ごみ	平地	520円	540円	560円	570円	590円	634円	664円	700円	740円	770円	815円	838円	846円
	山間	550円	570円	600円	610円	630円	674円	704円	750円	790円	820円	860円	895円	971円
資源物等	平地								80円	85円	90円	100円	103円	104円
	山間								90円	95円	100円	110円	114円	124円
粗大ごみ	平地								120円	125円	130円	140円	144円	145円
	山間								130円	135円	140円	160円	166円	180円
合計	平地	520円	540円	560円	570円	590円	634円	664円	900円	950円	990円	1,055円	1,085円	1,095円
	山間	550円	570円	600円	610円	630円	674円	704円	970円	1,020円	1,060円	1,130円	1,175円	1,275円

区分	年度	平成17年	平成18年	平成20年	平成21年	平成23年	平成24年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
			～19年	～20年	～22年	～29年	～29年			9月30日まで	10月1日から	
日常ごみ	平地	820円	820円	820円	820円	795円	779円	779円	779円	779円	830円	832円
	山間	942円	942円	942円	942円	913円	895円	895円	895円	895円	954円	957円
資源物等	平地	101円	154円	154円	154円	150円	146円	146円	146円	146円	58円	59円
	山間	120円	183円	183円	183円	178円	174円	174円	174円	174円	66円	68円
粗大ごみ	平地	141円	56円	56円	56円	54円	53円					
	山間	175円	74円	74円	74円	72円	70円					
合計	平地	1,062円	1,030円	1,030円	1,030円	999円	978円	925円	925円	925円	888円	891円
	山間	1,237円	1,199円	1,199円	1,199円	1,163円	1,139円	1,069円	1,069円	1,069円	1,020円	1,025円

粗大ごみ		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
変動経費		1,455円	1,521円	1,532円	1,562円
月額固定経費	平地	104,144円	110,797円	111,919円	113,474円
	山間	163,185円	173,573円	175,085円	177,899円

新分別	年度	平成20年	平成21年	平成23年	平成24年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
		～19年	～22年	～29年	～29年			9月30日まで	10月1日から	
平地		123円	95円	95円	95円	95円	95円	95円	97円	97円
		133円	103円	103円	103円	103円	103円	105円	105円	105円

※委託料は、1世帯当たりの月額単価。山間地域は、南横山校区、横山校区、南松尾はつが野校区(はつが野五丁目を除く)の地域

※平成4年度から日常ごみに加えて、資源物等、粗大ごみの収集委託を行った

※委託料は消費税(平成元年4月より3%、平成9年4月より5%、平成26年4月より8%、令和元年10月より10%)を含む

※新分別は搬入先の変更に伴い、平成30年6月1日より平地・山間から基本・遠隔へ名称と委託料を変更した

※粗大ごみは、平成30年度より回収実績に応じた委託料とし、委託料の算出方法を《1世帯あたり単価×世帯数》から

《固定経費+変動経費(回収件数×1件あたり単価)》に変更した

※令和2年10月より日常ごみ・資源物の委託料を積算方法による見直しを行ったため、増減しています

13. 一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

(令和5年3月31日現在)

許可業者名	所在地	電話番号
株式会社 和泉衛生	府中町八丁目4番22号	41-0453
有限会社 ダイキ	上町200番地の2	43-0043
有限会社 オカダ	幸二丁目1番19号	41-7454
株式会社 ピース興業	仏並町1113番地	92-1313
有限会社 エンプレス	箕形町六丁目2番30号	53-1328
南大阪環境開発 株式会社	府中町二丁目3番25号	45-2100
株式会社 丸岡	上町95番地	45-2300
有限会社 アポロクリーン	伯太町一丁目12番7号	46-6188
株式会社 クリーンプラン	伯太町四丁目15番38号	43-0404
株式会社 金楽商事	唐国町二丁目15番45号	54-1111

14. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料

一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数料
ごみ	従量	家庭系廃棄物(日常ごみ)の収集運搬	5リットルの指定袋1袋につき	5円
			10リットルの指定袋1袋につき	10円
			20リットルの指定袋1袋につき	20円
			30リットルの指定袋1袋につき	30円
			45リットルの指定袋1袋につき	45円
	事業系一般廃棄物の収集運搬(継続)	週の収集回数が2回まで	45リットルの袋1袋につき	88円
			70リットルの袋1袋につき	132円
		週の収集回数が3回又は4回	45リットルの袋1袋につき	110円
			70リットルの袋1袋につき	165円
		週の収集回数が5回以上	45リットルの袋1袋につき	132円
			70リットルの袋1袋につき	198円
臨時	多量の廃棄物を臨時的に処理する場合の収集運搬	2トン車1台につき	8,800円	
		2トン車1台に満たない量の場合	査定した額	
粗大ごみ		家庭系廃棄物	1個につき	1,500円を超えない範囲内において規則で定める額
胞衣		処理場で処分をするもの	1個につき	2,000円
死犬等		処理場で処分をするもの	1個につき	2,000円

備考

- 1 手数料は、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に相当する額を含む。
- 2 ごみの事業系一般廃棄物の収集運搬(継続)の手数料について、この表により算定できない場合は、45リットルの袋を基準に容積の割合により算定する。
- 3 この表または前項の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 4 「日常ごみ」とは、生ごみ類、プラスチック類、皮革類、剪定ごみ、落ち葉、繊維くず等の可燃物をいう。
- 5 「粗大ごみ」とは、その最大の辺または径の長さが概ね30センチメートルを超える耐久消費財等で、規則で定めるものをいう。

15. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料（泉北環境整備施設組合）

種別	取扱区分及び手数料
指定ごみ袋で収集する事業系一般廃棄物 (※収集運搬許可業者が搬入するごみに限る)	指定ごみ袋(45リットル袋)1袋につき 70円 指定ごみ袋(70リットル袋)1袋につき 100円
ごみ処理施設へ直接搬入する一般廃棄物	10キログラムにつき 150円
臨時の一般廃棄物 (※収集運搬許可業者が搬入するごみに限る)	2トン車1台につき 7,500円 2トン車1台に満たない量の場合、査定した額